



検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発1228第2号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の適用が行われましたのでご案内致します。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適 用 日

平成30年1月1日より適用

算定条件が改正された項目

- EGFR遺伝子検査(血漿)

……受託中

新 規 収 載 項 目

- サイトメガロウイルス核酸検出(尿)

……未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

● 算定条件が改正された項目

適用日:平成 30 年 1 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
EGFR遺伝子検査 (血漿)	2100 点	血液学的検査 (判断料:125 点)	「D006-2」 造血器腫瘍遺 伝子検査	<p>ア EGFR遺伝子検査(血漿)は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ <u>本検査は、血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に算定できる。</u></p> <p>ウ 本検査は、<u>肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、又は肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する場合に、患者1人につきそれぞれの場合で1回に限り算定できる。</u>ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を行うことが困難な場合に限る。<u>なお、本検査の実施に当たっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</u></p> <p>エ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>オ 本検査と、<u>肺癌の組織を検体とした区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p>

※下線部が「保医発 1228 第 2 号」により改正された内容になります。

● 新規収載項目

適用日:平成 30 年 1 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
サイトメガロウイルス核酸検出(尿)	850 点	微生物学的検査 (判断料:150 点)	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査の 12	<p>ア <u>サイトメガロウイルス核酸検出(尿)は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ 本検査は、<u>先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、等温核酸増幅法により測定した場合に、1回に限り算定できる。</u></p> <p>ウ <u>先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)若しくは「39」グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査又は「40」サイトメガロウイルス抗体を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p>

※下線部が「保医発 1228 第 2 号」により改正された内容になります。